# 地域再生計画

## 1. 地域再生計画の名称

全国唯一、飛び地の村の「ひと」と「しごと」をつなぐ、みちネットワーク計画

# 2. 地域再生計画の作成主体の名称

和歌山県及び和歌山県東牟婁郡北山村

## 3. 地域再生計画の区域

和歌山県東牟婁郡北山村の全域

## 4. 地域再生計画の目標

## 4-1 地域の現況

当村は、和歌山県の東端に位置し、熊野川支流北山川を境として、南は三重県熊野市に、北は奈良県の下北山村、西は十津川村に接し、和歌山県の飛地という特異な存在である。村は東西に20Km、南北に8Kmで、総面積48.2Km2のうち93.4%は山林であり、北山川沿いに5集落で形成されている。

気候は暖かく(年平均15.0°C)、降水量(年間2,529mm)も非常に多く、木材の生育に適している。

このような山村へき地であるが、本村には都市部ではふれることのできない緑豊かな自然と水量豊富な清流と渓流があり、夏場には釣りやキャンプなどの利用客が多く訪れる。

「観光筏下り」と特産「じゃばら」を中心とし、独自の産業を成長させてきた。村としてますますじゃばら事業への注力を行うとともに、豊かな自然資源を生かした観光振興に注力する。

また、古くからの基幹産業であり、現在でも重要な雇用の場であり財産である林業の振興についても、森林組合を中心として振興を図っていく。過疎化が進む中で、これらの地場産業を支える人材の確保や若者の定住を促進させることで、地域の活性化を図っていく。

## 4-2 地域産業の課題

全面積のうち93.4%の45.03kmが林野で占められている当村の現状を考えるとき、 今後も林業が主産業のひとつであることに変わりないと考えられる。

民有林を所有形態別にみると不在村所有者の山林は全面積の70%を占め、在村者所有はわずか30%にすぎず、その大部分が一部の林家の所有であり、一般の林野所有規模は極めて零細である。また、木材産業をとりまく環境は依然として厳しい状態が続いている。

こうした中で、第一次・第二次林業構造改善事業等により、林道の開設等、生産基盤の強化、集材機等林業機械の導入による経営の近代化、森林組合の強化・担い手育成により効果を上げてきたが、伐期適齢樹の不足と木材価格の長期低迷により、林業所得の伸び悩みと共に、適切な管理がなされずに放置された森林もあり、早急に保育・間伐を実施していく必要がある。このようなことから、木材資源の効率的な利用等を推進し、適正な森林管理を行うため、森林組合等、林業事業体との連携を強め、担い手の確保・育成にも努めなければならない。更には、CO2削減、温暖化防止など自然環境を守るためにも、今後の林業施策の役割も大きい。持続的な地域の林業発展のために、様々な分野との横断的な施策の策定が必要となる。

#### 4-3 計画目標

こうした状況を踏まえ、林業振興における道路ネットワークである林道と村道を 一体整備を図ることにより、村の主要産業である林業の素材生産量の増加や皆伐・ 間伐・植栽等の施業の効率化や、作業員の通勤に対して安全を確保することで、『持 続可能な森林経営』利便性や生産性が向上され、長期にわたり安定した豊かな森林 資源の活用を図り地域産業の振興を目指すものである。

#### (目標1)素材生産量の増加

500m3 (令和3年度) → 1,000m3 (令和8年度)

#### (目標2) 未利用間伐材の活用

0m3 (令和3年度) → 100m3 (令和8年度)

## (目標3) 村内林業従事者の増員

17人(令和3年度) → 20人(令和8年度)

# 5. 地域再生計画を図るために行う事業

## 5-1 全体の概要

本計画地域は国道 1 6 9 号の主要幹線道路が整備されており、村道下尾井木屋西 久保線において狭あいな箇所がみられ、林道相須大谷線においては、法面の風化に よる崩土、落石のほか、舗装が経年劣化により改良を要する箇所が多数みられる。

林道相須大谷線周辺では森林経営計画が策定されており、今後、皆伐や間伐、植栽といった森林施業の計画があり、安全な通行、利便性の向上のため、村道・林道の改良整備を図る必要がある。

#### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生道整備推進交付金【A3008】

対象となる施設は以下のとおりで、事業開始に係る手続等を完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

村道

村道下尾井木屋西久保線

道路法に規定する市町村道に、平成 13 年 3 月 14 日に認定済み。

林道

林道相須大谷線

森林法に基づく紀南地域森林計画書 (平成31~令和11年策定)に路線を記載。

#### 「施設の種類」 「事業主体]

村道 北山村林道 北山村

## 「事業区域〕

北山村

## 「事業期間〕

・村道:令和4年度~令和8年度 ・林道:令和4年度~令和8年度

#### 「整備量及び事業費」

•村道0.3km、林道0.7Km

総事業費 140,000千円(うち交付金70,000千円)

村道 60,000千円(うち交付金30,000千円)

林道 80.000千円(うち交付金40.000千円)

#### [事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

指標・年度	基準年(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
指標1						
搬出間伐の面積拡大	2ha	5ha	7ha	8ha	9ha	10ha
指標 2						
相須大谷線危険個所の減少	5 工区	4 工区	3 工区	2 工区	1 工区	0 工区

#### [事業が先導的なものであると認められる理由]

林道と村道を一体的に整備することにより、効率的かつ効果的な道路ネットワークの確保が可能となり、林業振興といった地域振興の目標を達成することより先導的な事業となっている。

## 5-3 その他事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「全国唯一、飛び地の村の「ひと」と「しごと」をつなぐ、みちネットワーク計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

# 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置 該当なし

## 5-3-2 支援措置によらない独自の取組

#### (1) 北山村若者定住家賃補助事業

内 容:若者の定住を促進するため、村内の賃貸住宅に入居する世帯 に対する家賃の一部補助を行うことにより、入居者の負担軽 減を図り、若者の定住を促進することを目的とする。

事業主体:北山村

事業期間:令和4年度~令和8年度

## (2) 北山村住宅取得補助事業

内 容:村内で新築もしくは住宅を購入した場合に費用の一部を補助

し定住を促進することを目的とする。

実施主体:北山村

事業期間:令和4年度~令和8年度

## (3) 北山村小規模事業者持続化補助事業

内 容:村内において商工鉱業を営む事業者が、国内外からの集客の 増加・対応力の強化を推し進めるとともに、経営基盤の強 化・各種サービスの拡充により事業の持続的発展を図ること も目的とする。

実施主体:北山村

事業期間:令和4年度~令和8年度

#### (4) 子ども医療費助成

内 容:子どもの健康の保持及び増進に寄与し、児童福祉の向上を図ることを目的とする。

実施主体:北山村

事業期間:令和4年度~令和8年度

## (5) 北山村ブックスタート、セカンドブック事業

内 容:乳幼児に本と出会い、親しむ機会を贈るとともに、子育てに 役立つ情報を伝え、親と子のふれあいのひとときを応援 し、保護者が安心して安心して子育でができる環境づくり に寄与することを目的とする。

実施主体:北山村

事業期間:令和4年度~令和8年度

#### (6) 北山村作業道開設補助交付事業

内 容:森林のきめ細かな施業を促進するとともに、山村の生活等に 供される既設林道網等の機能向上を図ることを目的とす る。

実施主体:北山村

事業期間:令和4年度~令和8年度

## (7) 北山村里山森林環境整備補助事業

内 容: 里山が持つ水源かん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球 温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能に対する社会的 要請にこたえ、調和のとれた里山を効果的に推進し、機能 回復を目的とする。

実施主体:北山村

事業期間:令和4年度~令和8年度

## (8) 北山村観光協会補助金事業

容:地域資源を活かすため、北山川で開催するカヌー大会の費用 や、かつて筏師が使っていた道を活用するウォーキングイ ベントの開催費用等に対して補助を行うなど、地域の魅力 を発信し、体現型観光のコンテンツ作りを進めることを目

的とする。

実施主体:北山村

事業期間:令和4年度~令和8年度

#### (9) 北山村観光筏運航管理委託事業

容:観光の基盤事業である観光筏下りの運航、作成等の委託を行 うことを目的とする。

実施主体:北山村

事業期間:令和4年度~令和8年度

#### (10) 北山村地域振興後継者育成事業

容: 筏師の継続的な人材育成を進め、筏師の技術や伝統を継承 し、観光筏下りを継続して運行することを目的とする。

実施主体:北山村

事業期間:令和4年度~令和8年度

## 6. 計画期間

令和4年度~令和8年度

## 7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

## 7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に 和歌山県北山村が必要な事務事業評価を行い、速やかに状況を把握する。

定量的な目標に係る基礎データは、和歌山県北山村の産業建設課、森林組合が管理す るデータを用い、中間評価、事後評価の際には、各種データを確認することにより、評 価を行う。

# 7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	令和3年度	令和6年度	令和8年度	指標とする数値の収集方法	
	(基準年度)	(中間年度)	(最終年度)		
目標 1				北山村産業建設課及び森林組合によ	
搬出間伐の拡大	500m3	800m3	1,000m3	る毎年の実績(森林整備面積、森林	
				資源の搬出量等)結果より	
目標 2				北山村産業建設課及び森林組合によ	
未利用材の活用	Om3	50m3	100m3	る毎年の実績(森林整備面積、森林	
				資源の搬出量等)結果より	
目標 3				森林組合及び個人事業者による毎年	
村内林業従事者の増員	17 人	19 人	20 人	の雇用実績より	

- ・目標値の達成状況以外の評価を行う内容
- 1. 事業の進捗状況
- 2. 総合的な評価や今後の方針

# 7-3 目標達成状況に係る評価の公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかに インターネット(和歌山県北山村役場産業建設課ホームページ)により公表する。